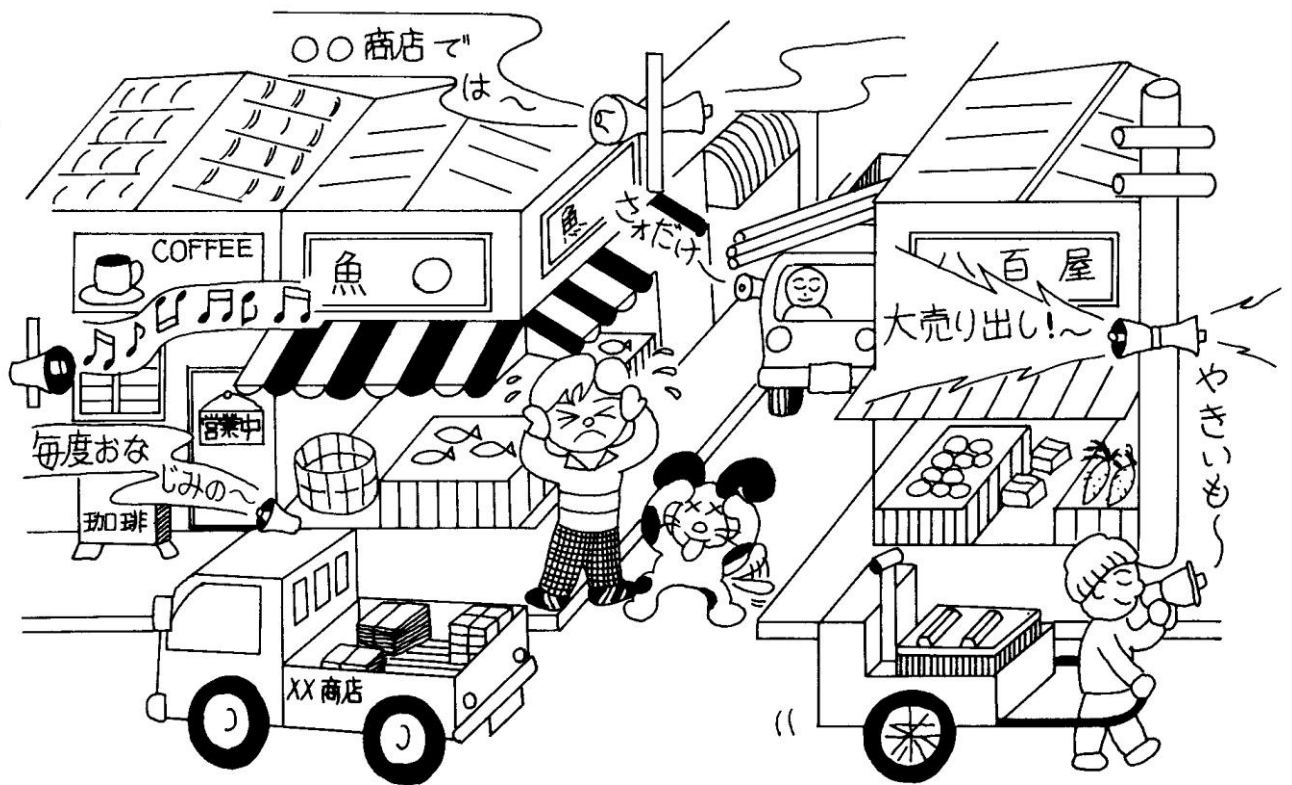


拡声機を使用する方へ

商業宣伝等への利用について



拡声機による商業宣伝放送は広告手段として有用ですが、使用にあたり音量等で周囲の生活環境に支障を及ぼさないよう東京都環境確保条例第 129 条による規制があります。

◆商業宣伝放送とは

商業宣伝放送とは、営業者又は委託を受けた者が拡声機を使用して客寄せ等の目的をもって宣伝を行うことをいいます。

1. 商品・商店の案内
2. 催し物の案内
3. 自動車等を利用しての移動販売の宣伝
4. 不特定多数の者に音楽等を流す場合
5. その他商業目的のすべての音声

◆商業宣伝のために拡声機を使用する場合は次の規制を受けます。

・拡声機の使用を禁止するところ（環境確保条例規則 第 65 条）

1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域並びにその周囲 30 メートル以内の区域。
（自動車その他の方法による移動式のものを除く）
2. 学校又は病院の敷地の周囲 30 メートル以内の区域。

・拡声機の使用について守ること（環境確保条例規則 第 66 条）

1. 午後 7 時から翌日の午前 8 時までの間は拡声機を使用しないこと。
2. 拡声機を使用する時は、使用時間は、一回 10 分以内とし、一回につき 15 分以上の休止時間をおくこと。（同一場所において使用する場合に限る）
3. 幅員 5 メートル（自動車その他の方法により移動して拡声機を使用する場合にあっては 4 メートル）未満の道路において拡声機を使用しないこと。
4. 拡声機（携帯用の拡声機を除く）の間隔は、50 メートル以上とすること。
5. 地上 10 メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
6. 地上 5 メートル以上の位置で拡声機を使用するときは、拡声機は、道路方向に平行にし、かつ、水平方向から下方 30 度から 45 度までの角度で使用すること。
7. 拡声機から発する音量は拡声機から発生する音量の基準の範囲内とすること。

拡声機から発生する音量の基準

地域	音量(dB)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60

※基準は音源直下から 10m の地点における音量

・商業宣伝、公共のため以外の拡声機の使用

商業宣伝放送又は公共のための使用以外で直接屋外に騒音を発する状態での使用は原則として禁止されています。

(航空機からの商業宣伝も含む)

ただし、次の場合は使用が認められています。

1. 祭礼、盆踊りその他の地域慣習となっている行事に伴い上記の音量基準以内で使用する場合。
(午前 8 時から午後 11 時までの間に使用する場合に限る)
2. 集団の整理誘導等のために使用する場合。
3. 公共の利益のために使用する場合 (環境確保条例第 130 条)
公共機関の各種お知らせ、選挙放送、駅のアナウンス等

・騒音計の貸し出しについて

環境対策課の窓口で騒音計の貸し出しを行っています。

予約制のため事前に連絡をお願いします。

1 回につき 8 日以内です。

区内に在住又は在勤の方で区内での騒音測定に限ります。

大田区 環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当

5744-1369